

施設名	東京都 千代田区立昌平小学校 千代田区立昌平幼稚園	
施設の概要	校長が幼稚園長を兼任している。小学校を中心に、保育園・幼稚園・児童館・図書館の複合施設である。小学校が主に2・3・4・6階に、幼稚園は1階にある。 学校建設の企画段階から実施設計の細部まで地域住民の意見が反映された生涯学習拠点。	
視察内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学・説明…小学校・子供園（校長の引率・説明） 補足説明・質疑応答…校長室 	
成 果	白楊小・幼の連携・交流、施設等に活かせる内容	
<施設>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子供を9年間（保育園も含めると12年間）育てるという地域住民の意図によってつくられた施設である。施設全体の名称は「昌平童夢館」である。 それぞれの施設は自由に行き来することができないため、子供同士の交流は多くない。しかし、ほとんどの幼児が昌平小に入学することから、引継ぎなどでの情報共有はしやすい。 一緒に運動会・発表会を実施。反省会や職員体育も一緒にしている。職員間の関係はよい。 地域住民の意見が反映されている施設なので、地域とのつながりが深い。地域との連携、地域に根差した小学校、幼稚園である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子供を9年間育てるという昌平幼稚園・小学校の合築の意図は重要である。白楊地区でも可能であればやりたい。 小学校と幼稚園の行き来が自由にできないので、日常的には行われていない。行き来することを前提にした合築にするとよいのではないかと。 現在も白楊地区ではアイスノーキャンドルで地域との交流を幼小一緒に進めている。地域の行事参加など、取り組めることがあるのではないかと。
<研究>	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・小学校共に「読書活動」に力を入れている。小学校では国語の教材を学習したのちに教材の作者の本を読んでパンフレットを作成する取組をしている。継続的な読書活動が、学力向上につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 読書活動という一つのテーマで幼稚園・小学校が教育を推進している点において、互いの成長段階が確認できることやそのテーマでの交流について考えられることなど、利点があるのではないかと。

本校校舎の正式名称は、「昌平童夢館」と言います。
「昌平童夢館」は千代田区の複合施設で、小学校、幼稚園、児童館、まちかど図書館、温水プール等で構成されています。屋上は開閉屋根付きの校庭です。



* 校舎案内 *

6階(屋上)	開閉ドーム式屋上校庭
6階	神田児童館
4階	小学校・5&6年教室／体育館(講堂)／音楽室／図工室／理科室
3階	小学校・3&4年教室／職員室／コンピュータ教室／保健室
2階	小学校・1&2年教室／玄関／多目的ホール／家庭科室／和室
1階	幼稚園・まちかど図書館・認可外保育施設
地階	25m温水プール

平成 27 年度幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究視察報告

<調査研究テーマについて>

自治体における幼児教育の推進体制の在り方に関する調査研究

<調査研究課題>

幼児教育の質向上を図る推進体制の在り方を考える

～幼児期の学校教育推進の更なる充実を目指して～

■視察者 もいわチーム

藻岩南小学校 校長 楠本 一紀

もいわ幼稚園 園長 綿屋 圭子

もいわ幼稚園 教諭 山根 未奈

1 調査訪問の目的

さぬき市の幼保小連携・接続の推進体制、取組等について話を聞く、また連携活動等について見学する。

2 訪問日

平成27年10月8日（木）9：30～14：00

3 訪問先

さぬき市立長尾幼稚園 園長 亀田 郁代 氏

さぬき市立長尾小学校 校長 多田 敬三 氏

さぬき市立さぬき南幼稚園 園長 山下 美穂 氏

さぬき市立さぬき南小学校 校長 向山 智恵子 氏



<亀田園長先生とさぬき市立長尾小学校へ>

4 調査内容

(1)幼保小連携の実際（幼児児童交流、人事交流について）

(2)教育課程の接続等について

(3)保護者、地域からの感想などについて

(4)施設面などの特徴的な取組やその効果等について



<さぬき市立さぬき南幼稚園>

5 実際に訪問して

	長尾幼稚園・長尾小学校	さぬき南幼稚園・さぬき南小学校
幼児児童の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・自然物を取り入れた製作活動（1年生） ・学校探検（5年生） ・体験入学（1年生） ・昼休み交流（全年齢） <p>毎週水曜日、年長児のみ昼休みに小学校のグラウンドに遊びに行く。（徒歩で20分程の距離）</p>	<p>*平成27年度の学校再編により、さぬき市立富田小学校とさぬき市立松尾小学校が統合され、中学校施設を改修しH27.4.1からスタートした。さぬき南幼稚園も同じようにこの地に開園した。</p> <p>校長・園長は顔見知りで以前の学校・園では交流をしていた。今年度はまだ具体的な交流は行われていない。これからということであった。</p>

<p>平成26年度 長期研修 長尾小学校→長尾幼稚園へ1年間 ＜中村照美教諭＞ H27.4.1 長尾小学校に戻り1年は組の担任 ・小学校の先生方は指示することが多いと感じた。 また、例えば色水についての授業するのであれば道具などの環境を用意しておき、それらを使って経験してから授業に入るなどしてみた。幼稚園での経験を生かして授業を進めた例として。</p>	<p>平成27年度 長期研修 さぬき南小学校→さぬき南幼稚園へ1年間 ＜大北ゆうこ教諭＞ 4月～年少、5月～年中、6月～年長 ・子供たちが、遊びに熱中する中で、コミュニケーション能力、人とかかわる力、思考力、表現力、健康な心と体など様々なことを身に付けていく様子や先生方が自己を十分に発揮し、自分のやりたいことに没頭して遊び込めるように、主体的な遊びを生み出すための教育環境の整備をしたり、遊びの中で適切なかわりをしたりする様子とその場に身を置いて学んでいるところである。</p>
---	--

長期研修

- ・香川県教育委員会が6～7年前から実施。
- ・年間2名ずつ。小学校教諭が公立幼稚園で1年間研修する。
- ・研修先の幼稚園では担任にはならず、3～5歳児のクラスに入る。
- ・合同研修会の企画や長期研修会での体験を発表するなど、幼小連携の推進役となる。
- ・長期研修後は所属していた小学校に戻り、1年生の担任になる。

長期研修を終えた教師の役割

- ・子供同士の交流を行う上で幼稚園の子どもの姿を他の先生方に伝えてくれる。
- ・幼稚園の先生の思いも理解した上で話し合っている。



＜1年生は組担任 中村照美教諭＞

長期研修生が来たことによる変化

- ・長尾地区の幼保小中の先生が集まって研修を行ったが、以前に比べると小学校の先生と話がしやすくなった。

長期研修生を受け入れて学んだこと（長尾幼稚園 亀田園長先生より）

- ・幼稚園は小学校に行きたくないために育てるのではなく、幼稚園教育により土台を作っていくことが大切だということを確認できた。
- ・意見交換する中で相手に伝えるだけの専門的な知識を身に付けなければならないと感じた。
- ・小学校の授業形態、到達点を目指していかなければならないことなど、小学校の様子がよく分かった。
- ・アプローチの時期に幼稚園で大切なことをしっかりと行わなければならない。自分達の足元を見つめ直すことができた。

教 育 課 程 の 接 続	<p>香川県教育委員会の資料より</p> <p><幼児教育を小学校教育へつなぐ></p> <p>視点1 幼稚園～心いっぱい、体いっぱい遊びこむ子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人とかかわる 「もの」や「こと」とかかわる ・幼児期にふさわしい教育の充実 <p>視点2 小学校～学ぶことって楽しい 学校って楽しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲的に取り組む学習 ・安心できる楽しい学校づくり <p>視点3 家庭～親と子が共に育ち合う家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の家庭教育学級で小学校生活について情報交換 ・小学校が5歳児保護者への啓発 ・外部講師による「生活習慣について」講話 <p>視点4 児童と幼児の交流活動</p> <p>事例1 日常的な交流「昼休みに一緒に遊ぼう」</p> <p>事例2 教科等の学習を通じた交流活動</p> <p style="padding-left: 40px;">「秋の自然物で遊ぼう（5歳児と1年生）」</p> <p>事例3 中庭を変身させよう（5歳児と1年生）</p> <p>事例4 脱穀をしよう（5歳児と5年生）</p> <p>視点5 教職員の意見交換や合同研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼小交流活動の教材研究 ・保幼小が合同で情報交換 ・保幼小でカリキュラム作り <p>視点6 有効な情報交換の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園幼児指導要録の送付 ・保育所児童保育要録の送付
	<p>長尾幼稚園・長尾小学校では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ・スタートカリキュラム作成（資料としていただいた）
保 護 者 ・ 地 域 か ら の 感 想 等	<p>家庭との連携のポイントということで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期の具体的な指導について保護者に適切に説明する。 ・保護者同士のネットワークづくりをサポートする。 ・入学前後の保護者の不安や戸惑いについて、相談事業など個別に対応する。 <p>長尾幼稚園・長尾小学校では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3学期、長期研修の先生に家庭教育学級の講師になってもらい、幼稚園での姿が小学校のどのような姿、どのような授業につながっているのかということをお話してもらった。 ・1年生として入学して長期研修の先生がいたことで保護者は安心してた。

特 徴 的 な 取 組 ・ 効 果 等	<p>さぬき南幼稚園とさぬき南小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接し、グラウンドと園庭のしきりのフェンスにドアがついている。 <p>さぬき南幼稚園では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植えたジャガイモ・タマネギを収穫し、夏に卒園した1年生を招いてカレーパーティーを開いている。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><小学1年生にとって></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px;"> <p>里帰りできる行事。 校歌のプレゼント。</p> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p><幼稚園児にとって></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px;"> <p>1年生へのあこがれ。 小学校への期待。</p> </div> </div> </div>
--	--

平成27年度幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究 視察報告

日 時 平成27年10月21日(水)～10月22日(木)

場 所 秦野市教育委員会

秦野市立秦野東小学校

訪問者 幼児教育センター担当課長 出葉 充

I. 秦野市教育委員会担当者からの説明

指導担当課長 柏木 壮一 氏

教育総務課長代理 鈴木 利昭 氏

教育指導課指導主事 小宮 郁美 氏

1. 円滑な連携・接続に向けた体制について

(1) 幼小中一貫教育の推進

- ・平成23年に「はだの教育プラン」(秦野市教育振興基本計画)を策定。幼小中一貫教育の推進は、柱となる基本方針の一つ。
- ・秦野市における幼小中一貫教育推進のユニットは中学校区である。
- ・中学校区レベルでの地域的な結びつきが強く、幼から中までの一貫性のある連携を図りやすい状況があった。→中学校区下の小学校は、1～2校。
- ・いずれの中学校区においても、小学校から中学校進学時に分かれることがない。つまり、同じ小学校の卒業生は、私立中学等への進学や転居以外は、同じ中学校へ進学する。
- ・小学校区に、1～2の公立幼稚園・認定こども園

があり、14園中13園は小学校隣接。→幼小中は敷地が隣接している場合が多い。

○教職員間の取組

- ・「幼小中一貫教教育連絡会」「幼小中一貫教育合同研修会」「幼小中一貫教育テーマ別研修会」などを開催。
- ・中学校区ごとに「教育目標」「目指す子ども像」を統一。連携における基本に据えている。
- ・教職員相互授業参観・保育参観の実施。
- ・「幼小特別な支援を要する幼児連絡会」の実施。
- ・学校行事や園行事の連携。→運動会のほか、音楽的行事なども相互交流が盛ん。

○幼児・児童・生徒間の交流

- ・交流授業(幼小・幼中)、交流給食(幼小)、部活動参観・体験(小中)、ふれあい保育(幼中)。
- ・中学校生徒の家庭科や職場体験学習での交流。
→隣接していることもあり、「幼小」、「小中」はもちろん、「幼中」の交流も多い。

○教育研究所調査研究部会の取組

- ・「幼小中一貫・楽しく学べる授業づくり」
- ・「防災教育」 ・ 自主研究「探究」（人事交流経験者の研究発表）

○その他

- ・保育・教科等指導員の異校種間交流。
→「指導員」…幼小中の現職教員から任せられ、教科・授業の研究に対する助言・協力等を行う。
その「指導員」が、自分の校種以外にも積極的にかかわっている。
- ・「はだの子ども野外造形展」～公立幼稚園・認定こども園・保育所の幼児、小学校児童、中学校生徒が出品。
- ・「幼・保連絡協議会」の開催～公立幼稚園・こども園、保育所の園長が会する協議会で、横の連携を図っている。
- ・私立幼稚園、保育所と小学校との交流は、各小学校で計画・実施している。

（２）人事交流、研修体制など特徴的な取り組みについて

○人事交流について

- ・平成17年度から文部科学省の「就学前教育と小学校連携」調査研究委託を受け、平成18年度より幼稚園教諭と小学校教諭の人事交流を開始した。
- ・両校種の免許を持つ教諭が交流。これまでに、幼から小に4名、小から幼に4名が、2～4年間勤務。うち1名は継続中。今後の交流継続は未定。

【幼稚園教諭が小学校に勤務したことによる効果】

- ・子供や保護者の新しい環境に対する戸惑いや不安が実感的に理解できるのでサポートが適切にできた。
- ・小学校の教員に幼稚園での生活の実際を伝えることができた。
- ・幼稚園で遊びを通して学んだことが、小学校での教科にどうつながっているのかが理解できた。
- ・相互理解のため、指導案や指導計画を幼稚園と小

学校とでともに作成することなどを提案し、つなぎ役となった。

【小学校教諭が幼稚園に勤務した効果】

- ・小学校は幼稚園で育ってきた力を伸ばしていく場であることを再認識した。
- ・幼稚園の教員や保護者に、小学校生活の実際を伝えることができた。
- ・幼稚園での遊びの中で、友達と工夫したり協力したりする経験が、小学校での協同的な学びの基礎となることを実感できた。
- ・幼稚園で育む「伝え合う力」が、小学校教育への接続の重要な要素であることを実感した。

【共通の成果】

- ・それぞれの校種で「当然」としてきたことが、他方から見ると、かならずしも「当然」ではないことに気付き合うことが多くあった。
- ・保護者から安心の声が寄せられる。

【情報の共有の例】

- ・小学校で2年間勤務した幼稚園教諭が、市の幼稚園研究部会で「幼小の学びの連続性について」を発表。
- ・幼稚園で勤務中だった小学校教諭が、市の教育研究発表会で「幼稚園から小学校へつなげる力」を発表。

○研修体制について

- ・幼小中一貫教育の観点から、合同の研修を数多く設定している。市長部局所管の認定こども園保育教諭も幼稚園教諭と同様に参加している。
- ・新規採用教員研修及び宿泊研修は、幼小中の教員が同期採用として、グループ編成も混合とし、親睦を深めながら研修を行っている。
- ・10年次研修では、異校種間交流を行っている。幼稚園教諭は同じ中学校区の小学校へ2日間全日訪問研修。
- ・そのほか、特別支援教育に係る研修、人権教育に係る研修、防災教育に係る研修、情報モラル・セキ

ユリティ研修、保健体育の研修等も合同の実施。

○特別な支援を要する幼児の引継等について

- ・「就学相談」～公私立幼稚園、保育所からの要望（保護者からの要望）を受け、教育委員会が観察・相談。相談内容や発達検査の結果などの情報を保護者の希望により学校へ提供。
- ・「支援シート」を園と保護者で作成。保護者が入学先の小学校へ提出。

II. 秦野市立東小学校訪問

校長 大津 道雄 氏

教頭 小林 君江 氏

(1) 連携の概要について

- ・校長は幼稚園長兼務。兼務は市内に2人。
- ・秦野東小学校は開校142年目。
- ・秦野東幼稚園、秦野東中学校と隣接。
- ・小中の校区は完全に一致。
→地域住民の幼小中に対する愛着は極めて強い。
- ・入学する児童の約半数が東幼稚園から。
- ・幼稚園と小学校は、仕切りフェンスの低い扉一枚の開閉で容易に行き来が可能。
- ・日常的で自由な交流が定着しており、休み時間を利用した幼稚園園庭での竹馬交流など、授業時間以外での無理のない形の交流も多い。
- ・東幼稚園とは年5回の給食交流を実施。
- ・当日は5年生の1泊キャンプで教室が空くことを利用しての給食交流の日。4年生が配膳等のお世話役。
- ・前日（1日目）に東幼稚園年長クラスとの交流をした。当日（2日目）は、東幼稚園以外の幼稚園、保育所在籍の入学予定児とその保護者を招待して実施。
- ・交流の呼びかけは、就学時検診の際に保護者に行う他、近隣の園に入学予定児保護者への周知を依頼（プリント配布）。
- ・支援を要する子の入学に向けては、園（保護者）からの要請を受け、特別支援学級教員が、見取り聞

き取りに出向く。

- ・夏休み期間に、地域合同研修（小学校と公私立幼稚園、保育所の教員）を開催。相互の指導・保育の実際について交流している。
- ・人事交流で2年間東幼稚園に勤めた教諭が、本年度小学校に戻り1年生を担当している（昨年度は年長の担任）。指導力、発信力の高い教員であり、人事交流で得た成果を校内外に広く還元している。
- ・当該教諭は、幼稚園赴任時には、年長の幼児に対して、小学校的な指導観を緩やかに導入した実践をしたり、本年度の入学の時期には、子供や保護者の実態、戸惑いや不安の理解に基づく対応をしたりしていた。相互の文化を周囲に伝えて理解を推進する役割も果たしており、連携に対する人事交流の成果は非常に大きなものがある。
- ・幼小中連携について、行事の割り振りなどの年間計画が確立している。平成15年度ごろから、すり合わせを行い、当初は苦労を重ねたものの次第に現在の形に落ち着いた。今後は、個々の行事などについての当初の目的意識が薄れるような形骸化が起きないようにしていく必要がある。

(2) 交流参観

○給食交流

- ・東幼稚園以外の入学予定年長児（20名）とその保護者が4年生の配膳で交流。
→指導は4学年担任、栄養教諭、学校長

○1年生との交流

- ・給食交流を終えた幼児と1年生で、体育館での遊び。→メイン指導者は昨年まで幼稚園で勤務していた1年生担任の教諭。

札幌市研究実践園運営要綱

平成23年3月30日 教育長決裁

最近改正 平成27年3月19日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市教育振興基本計画に基づき、研究実践園となる札幌市立幼稚園・認定こども園（以下「研究実践園」という。）が、私立幼稚園・認定こども園と連携しながら、幼稚園教育に関わる普遍的な課題や近年重要性を増している課題等について、多様なテーマを設定した上で、その成果を幼稚園教育に活かしていく実践研究を充実するとともに、研修機能や教育相談・支援機能等を持ち、各区において札幌市幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）の補完的機能を担うことにより、札幌市全体の幼児教育水準の向上を図り、将来の札幌を担う幼児の豊かな育ちを実現することを目的とする。

(業務)

第2条 研究実践園は、次の各号に掲げる業務を所管する。

(1) 3歳児から5歳児までの保育

(2) 研究業務

ア 幼稚園・認定こども園の実際の教育環境における実践を通して、幼児教育に関わる課題解決に必要な教師の援助や環境の構成の改善等についての実践研究を行う。

イ 私立幼稚園・認定こども園とともに学習する場として、各区での公開保育を伴う研究会、情報交換及び実践研究の交流等を行う。

(3) 調査・情報提供業務

ア 区を単位として研究成果等を集約し、成果共有のための情報の提供を行う。

イ 調査等の協力のほか、区民や保護者等に必要な情報の提供を行う。

(4) 研修業務

ア 会場の提供、研修の運営及び講師の派遣等、私立幼稚園・認定こども園と連携しながら、区を単位とした研修を行う。

(5) 教育相談・支援業務

ア 私立幼稚園・認定こども園への訪問支援を行う。

イ 保護者からの電話や来園による地域教育相談を行う。

ウ ケース検討会議を実施し、連携のためのコーディネートを行う。

エ 区内の幼稚園・認定こども園や小学校等の特別支援教育コーディネーターとの連携を緊密にし、特別支援教育に関する円滑な接続に向けた支援を行う。

(6) 保護者等啓発支援業務

ア 私立幼稚園・認定こども園と連携し、保護者を対象とした幼児教育についての講演会等を開催する。

イ 私立幼稚園・認定こども園と連携し、幼児教育の理解を得ることや幼児教育の大切さを学ぶための保育参観等の機会を提供する。

ウ 私立幼稚園・認定こども園と連携し、未就園児とその保護者を対象に、園舎、園庭の開放等を通して、家庭から幼稚園・認定こども園への円滑な接続に向けた支援と、家庭や地域の教育力の向上を図る。

エ 私立幼稚園・認定こども園と連携し、園において地域住民が園児と交流する機会を設ける等、地域の教育力を保育に活かす啓発を行う。

(7) 幼児教育の推進業務

ア 幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の連携等に関する事業を通して、札幌市全体の幼児教育の水準向上を図る取組を行う。

イ 区内の家庭や地域に支援を行う私立幼稚園・認定こども園に対して、必要な情報の提供を行う。

2 前項第2号から第7号に掲げる業務について、研究実践園は幼児教育センターの補完的業務を担うものとし、幼児教育センターは各研究実践園を統括するものとする。

(組織)

第3条 前条第1項第2号から第7号に掲げる業務を行うため、次の各号に掲げる職を置くものとする。

(1) 区幼児教育コーディネーター

(2) 幼児教育支援員

2 区幼児教育コーディネーターには、研究実践園の園長を充てるものとする。

3 幼児教育支援員は、区幼児教育コーディネーターが指名し、その指示を受け業務を行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は児童生徒担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月)

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(認定こども園)

この要綱で定める認定こども園は、学校施設である「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」のみとする。

平成 27 年度

幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル調査研究委託事業
自治体における幼児教育の推進体制の在り方に関する調査研究報告書

平成 28（2016）年 3 月発行

編集・発行 札幌市教育委員会 幼児教育センター

〒063-0051 札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10